

西予市郵便入札実施要綱

令和 8 年 3 月 31 日

西予市告示第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市契約規則(平成 25 年西予市規則第 13 号)、西予市建設工事等入札者心得(令和 8 年西予市告示第 13 号。以下「建設工事等入札者心得」という。)及び西予市物品等入札者心得(令和 8 年西予市告示第 72 号)その他別に定めるもののほか、郵便による競争入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 郵便入札の対象は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務(以下「建設工事等」という。)のうち、電子入札の対象としないもの
- (2) 物品の買入れ、製造の請負、修繕及び役務の提供等(建設工事等を除く。)並びに財産の売払いのうち、郵便入札を実施するものと指定したもの(入札公告等)

第 3 条 市長は、郵便入札を実施するときは、次に掲げる事項について、入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)に記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
 - (2) 入札書の提出期間
 - (3) 入札書の提出先
 - (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- (入札書の提出方法)

第 4 条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、所定の入札書を書留郵便(一般書留又は簡易書留)による郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、次によるものとする。

- (1) 提出は、外封筒と内封筒を用いた二重封筒とする。ただし、持参の方法により提出する場合であって、建設工事等入札者心得第 2 条第 6 項に規定する工事費内訳書の提出を要しない場合は、外封筒を省略することができる。
- (2) 内封筒には、入札書を入れてのり付けし、封筒の表面に件名、入札者名及び入札書であることを記載すること。
- (3) 建設工事等入札者心得第 2 条第 6 項の規定により、工事費内訳書を提

出する場合は、前号の内封筒とは別の内封筒に、工事費内訳書を入れてのり付けし、封筒の表面に件名、入札者名及び工事費内訳書であることを記載すること。

(4) 外封筒には、内封筒を入れ、宛名、入札者名及び入札書(建設工事等入札者心得第2条第6項の規定により、工事費内訳書を提出する場合は、入札書及び工事費内訳書)在中の旨を記載すること。

(5) 内封筒は、2以上の案件を1つの外封筒に封入する場合は、1案件ごとに作成すること。

(5) 入札書のくじ番号欄には、任意の3桁数字を記載すること。

(6) 代表者(入札参加資格審査申請において、入札に関する権限を支店等に委任している場合にあっては、受任者)以外の者が提出する場合であっても、代理権限を証する書面(委任状)は、不要とする。

3 標準となるべき入札書の書式は、入札書(別記様式)によるものとする。

(入札書の提出期間)

第5条 入札書の提出期間は、入札公告等で指定する期間とする。

(入札書の保管)

第6条 提出された入札書は、入札担当課において厳重に保管するものとする。

(辞退)

第7条 入札者は、郵便入札の辞退をする場合は、入札書の提出期間の満了までに入札辞退届を提出しなければならない。

(無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

(1) 第4条に規定する提出方法によらない入札

(2) 入札公告等で指定した期間を過ぎて到着した入札

(開札及び立会い)

第9条 開札は、入札公告等に記載した開札日時及び場所において行う。

2 開札は、入札者の立会いのもと行う。ただし、開札に立ち会う者がいないときは、入札事務に関係のない職員1人を立ち合わせて行うものとする。

3 郵便入札において、落札となるべき同価格(総合評価落札方式にあっては同評価値)の入札をした者が2者以上ある場合の落札者(開札後に入札に参加する資格の審査を行う場合にあっては、落札候補者)を決定するためのくじは、次によるものとする。

(1) 抽選番号は、くじ対象者を商号又は名称の五十音順(昇順)に並べ、0から順に付番する。この場合において、株式会社等の法人の種類は、並び順の対象から除く。

(2) 当選番号は、くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号を全て加算して得た数をくじ対象者の数で除して得た数の余りの数とし、当該当選番号と一致した抽選番号の者を落札者とする。

(3) 落札候補者の次順位の決定は、当選番号に1を加えた抽選番号の者を次の順位の者とし、以降これを繰り返すものとする。ただし、当選番号に1を加えた抽選番号の者がいない場合は、抽選番号が0の者を次の順位の者とする。

(再度入札)

第10条 予定価格の事前公表を行わない郵便入札において、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいない場合は、後日、再度の入札を行うものとする。

(費用の負担)

第11条 郵便入札の参加に要する郵便料等全ての費用は、入札者の負担とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。